

電子契約について

令和5年8月 山口市総務課

本市では、デジタル技術を活用した業務の効率化と利便性の向上に向けた取組の一環として、令和5年4月からWeb上で契約を締結することが可能な電子契約を導入しています。

山口県では令和3年12月から導入されており、県内市町での導入は本市が初めてとなります。

1 概要

電子契約とは、電子データに電子署名を付与することで成立する契約方法です。

具体的には、パソコンで作成した契約書の電子データを、契約相手である取引先などに送信し、相手方が承認することで、Web上で契約、合意することができるものです。



2 電子契約によるメリット

(1) 契約締結のスピードアップ及び業務効率化

郵送等でのやり取りに代わり、文書をアップロードし、メール送信することで契約が完了するため、締結のスピードアップが図れます。

「紙と押印」での契約締結



「電子契約」での契約締結



(2) コストの削減

印紙税や郵送料、用紙代や印刷費用が節減できます。

(3) いつでもどこでも契約締結が可能

契約相手方はメールを送受信できる環境があれば、在宅勤務や出張中・移動中でも締結が可能です。

3 本市が電子契約の対象としている契約

原則、市が締結する契約であれば電子契約の対象としています。

ただし、相手方が電子契約の利用を承諾された場合に限りです。

(例) 建設工事、建設コンサルタント業務等委託、物品・業務委託、協定書、覚書 など

4 今後さらなる行政サービスの向上を目指して

電子契約の導入により、契約相手方である民間企業等の業務効率化や経費節減だけでなく、本市の行政事務の効率化も図れると期待しているところです。

このように、行政事務の中でも定型的な業務について、デジタル技術の活用により効率化を図ることで、相談支援等の対人・対面によるサービスの充実に繋がるよう、令和5年3月に策定した「第二次山口市行政改革大綱後期推進計画(山口市行政サービス向上推進計画)」にも掲げる、行政サービスの質の更なる向上を目指しています。

今後は、他の自治体で先進的に取り組まれている、請求業務の電子化など、デジタル技術を活用した財務会計事務の更なる効率化に向けて、引き続き検討を進めていきます。